

◎ 令和2年版テキスト正誤表

令和2年6月1日現在

頁	行	誤	正
30	本文上4行目	建設業を営もうとする者は、軽微な建設工事(5百万円未満(建築一式工事は、15百万円未満))のみを請け負うことを営業とする者を除き、建設業の許可を受けなければならないことになっている。	建設業を営もうとする者は、軽微な建設工事(5百万円未満(建築一式工事は、15百万円未満及び延べ面積が150㎡未満の木造住宅工事))のみを請け負うことを営業とする者を除き、建設業の許可を受けなければならないことになっている。
62	本文21行目	なお、公共工事については「入契法」第12条で、全面的に一括下請負が禁止されている。	なお、公共工事については「入契法」第14条で、全面的に一括下請負が禁止されている。
84	本文5行目	～を活用した生産性の向上～	～を活用した生産性の向上～
142	本文4行目	JIS(日本工業規格)	JIS(日本産業規格)
	本文13行目	工業標準化法第19条、第20条～	産業標準化法第30条、第31条～
156	本文上2行目	～～全産業の8.5%を占めている～～	～～全産業の8%を占めている～～
173	本文30行目	関連法令:安衛則第2条第2項(統括安全衛生管理者の選任)	関連法令:安衛則第2条第2項(総括安全衛生管理者の選任)
180	本文12行目	都道府県労働局の免許を受けた者は、	都道府県労働局長の免許を受けた者は、

頁	行	誤	正
32	本文20行目～	(4) 平成28年4月6日に公布された建設業法施行令の一部改正 ●下請契約請負代金額下限を従前3,000万円(建築一式工事の場合は4,500万円)を4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)に改正(施行令第2条、第7条の4) ●請負代金額下限を従前2,500万円(建築一式工事の場合は5,000万円)を3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)に改正(施行令第27条)	
		正	
		(4) 平成28年4月6日に公布された建設業法施行令の一部改正 ① 特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要な金額の見直し並びに民間工事において施工体制台帳の作成が必要となる金額の見直し ●下請契約請負代金額下限を従前3,000万円(建築一式工事の場合は4,500万円)を4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)に改正(施行令第2条、第7条の4) ② 主任技術者又は監理技術者の専任配置が必要な金額の見直し ●請負代金額下限を従前2,500万円(建築一式工事の場合は5,000万円)を3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)に改正(施行令第27条)	

頁	行	旧	新
217	本文15行目	( <a href="https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tc3168&amp;dataType=1&amp;pageNo=1">https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tc3168&amp;dataType=1&amp;pageNo=1</a> )	( <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000071152.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000071152.html</a> )

\*テキスト掲載のURLは、当センター・ホームページの「令和2年版テキスト掲載リンク集」からアクセスできます。